

第2章 裁判所裁定の仮執行

第1節 仮執行：総則

第524条 仮執行：訴えおよび内容。

- ① 仮執行は、本法第549条の規定に従い、訴えまたは単なる申立てにより提起される。
- ② 確定していない有責判決の仮執行は、通常の執行と同様に、第一審で管轄がある裁判所により処理され、実行される。
- ③ 有責判決の仮執行において、当事者は、通常執行におけると同じ権利および訴訟上の権能を有する。
- ④ 確定していない間、または確定していても、不出廷判決の取消訴訟を実行するための本法規定の期間が経過していない間は、(所有権)登記簿で記載事項の挿入または消去を処置または許可する判決の予備登記がなされる。
- ⑤ 基本的権利を保護する判決の仮執行は、優先的性質を有する。

第525条 仮執行不能の判決。

- ① 次のものは、いずれにしても、仮執行の対象にはならない：
 1. 父子関係、母子関係、親子関係、婚姻無効、別居、離婚、民事能力、身分、未成年者保護の行政裁定への異議申立てに関して、同様に、国際的な拉致と名誉権の場合で未成年者の回復・返還に関する措置に関して、言い渡された判決。ただし、訴訟の主たる目的であるものに関連する債権債務と財産関係を規制する言い渡しを除く。
 2. ある意志表示をすることを命じる判決。
 3. 工業所有権の無効または失効を宣言する判決。
- ② 確定していない外国判決の仮執行も行われぬ。ただし、スペインで有効な国際条約に別段の明示的規定がある場合を除く。
- ③ 名誉権、個人と家族のプライバシー権および自己の肖像権の侵害を宣言する判決の賠償的性質の言渡しの仮執行は手続きされない。

第2節 第一審での有責判決の仮執行

第1款 仮執行およびこれに対する異議

第526条 第一審における有責判決の仮執行。当事者適格。

前条の場合を除いて、第一審の有責判決で自己に有利な言渡しを受けた者は、保証の同時提供することなく、次条以降の規定に従ってその仮執行を申立てて、得ることができる。

第 527 条 仮執行の申立て、その処理および不服申立て。

① 仮執行は、控訴が提起されるところの（裁判所）裁定の通知のときから、いつでも申立てできる、または、場合に応じて、控訴に付帯する被控訴人の書面が控訴人への送付から、常にそれに判決が下される前に、申立てできる。

② 控訴を裁定するために記録が管轄裁判所に送付された後に仮執行が申立てられる場合、申立人は事前にこの裁判所から執行に必要なものの公証謄本を入手し、当該公証謄本を申立書に添付しなければならない。

前段の記録の送付前に仮執行の申立てがあったときは、裁判所書記官は、送付前に公証謄本を発行する。

③ 仮執行が申立てられると、裁判所は、それが第 525 条に含まれる判決である場合、または、申立人に有利な有責言渡しを含まない場合を除いて、それを手続きする。

④ 仮執行を否認する決定に対しては、控訴できる、これは優先的に処理され、裁定される。仮執行を手続きする決定に対しては、いかなる不服申立てもできない。ただし、被執行者が次条の規定に従って行うことができる異議申立てを害しない。

第 528 条 仮執行および具体的執行行為に対する異議申立て

① 被執行者は、仮執行開始後のみ、仮執行に異議申立てることができる。

② 仮執行に対する異議申立ては、本条第 4 項の規定を害することなく、次の事由のみに基づく：

1. いずれにしても、前条に違反して仮執行が開始された。

2. 判決が非金銭弁済の有責判決であった場合で、その判決が取り消されたとき、執行行為の性質上、仮執行前の状態を回復することが、または、被執行者に発生する損害賠償を通して経済的補償を行うことが、不可能または極めて困難である。

③ 判決が金銭支払いの有責判決であった場合、被執行者は、仮執行に異議を申立てできず、ただ、強制執行手続の具体的な執行行為について、当該執行行為が回復することが、または、損害賠償を通して経済的補償を行うことが絶対に不可能である状態を引起すと考える場合に異議申立てできる。

具体的執行措置にこの異議申立てをなすとき、被執行者は、その者の判断で、異議申立てされる行為または措置が引き起こす様な状況を引き起こさない実行可能な他の執行措置または行為を示さなければならない、また、その代替手段が裁判所によって受け入れられず、後で金銭支払の言渡しが確認される場合、執行の遅延に対応するのに十分な保証を提供しなければならない。

被執行者が代替手段を示さない場合、または、保証を提供することを申し出ない場合、いかなる場合でも執行に対する異議申立ては手続きされず、裁判所書記官によって直ちにそのように決定される。この決定に対しては、中断効を発生しない再審理の直接不服申立てできる。

④ 前各項で言及される事由に加えて、異議申立ては、判決で命じられたものの支

払いまたは履行に基づくことができる、これは書面で証明されなければならない、また、仮執行を回避するため訴訟で合意され、書面化される協定または和解の存在に基づくことができる。異議申立てのこれらの事由は、通常執行または終局執行についての規定に従って取り扱われる。

第 529 条 仮執行または具体的執行行為に対する異議申立ての審理。

- ① 仮執行に対する異議申立書は、執行裁判所が執行開始を取り決める裁定または異議申立てされる具体的執行行為の通知後 5 日以内に執行裁判所に提起しなければならない。
- ② 仮執行に対する異議申立書および添付書類は、仮執行者および仮執行に立ち会う者に、それらの者が、5 日以内に、都合が良いと考えるものを表明するため、および、明らかにするため、送付される。
- ③ 非金銭有責判決の仮執行の場合で、仮執行に異議を申立てる第 528 条第 2 項第 2 号の事由が主張されたときは、仮執行申立者は、異議主張されたことの否認に加え、（有責）判決が取り消される場合に、以前の状況が回復されることを保証するために、これが不可能な場合は、引き起こされる損害を補償するために、十分な保証を提供できる。

保証は、現金、無期限連帯の保証書、信用機関または相互保証会社によって発行される要求払い手形、または、問題の金額が、場合に応じて、すぐに用意できることを、裁判所の判断で、保証するその他の手段でなすことができる。

第 530 条 仮執行および具体的執行措置に対する異議申立てについての判断。不服申立て不可性

- ① 第 528 条第 2 項第 1 号の事由に基づく異議が認容される場合は、仮執行に対する異議申立ては、当該仮執行を継続する余地がないことを宣言する決定を通して裁定される。この際、差押え、押収および採択された保証措置を解除する。
- ② 非金銭有責判決の仮執行の場合で異議申立てが提起されたとき、後でその有責判決が取り消される場合に仮執行前の状態を回復すること、または、（仮執行）申立人が進んで提供する保証によって（損害）賠償を保証することが、不可能であるか、または、著しく困難であると裁判所が判断するとき、裁判所は仮執行を中断する決定を下す、しかし、差押えおよび採択された保証措置は存続し、また、適切な措置が、第 700 条の規定に従って採択される。
- ③ 有責判決が金銭的である場合で、異議申立てが具体的執行行為に関して提起されたとき、被仮執行者が示した代替行為または措置が可能であり、同様の有効性があると裁判所が判断する場合、当該異議申立ては認容される、または、執行の遅延を補うのに十分であると考えられる保証をその被仮執行者が申し出たとしても、裁判所が、有責判決の撤回の場合に、執行前の状況を回復すること、または、その後の損害賠償によって被仮執行者を金銭的に補償することが絶対に不可能であると認める場合、当該異議申立ては認容される。

この異議申立ての認容は、その目的である具体的執行行為実行の拒否を決めるだけであり、本法の規定に従って仮執行手続きは継続する。

④ 仮執行または具体的執行措置に対する異議申立てについて裁定する決定には不服申立てできない。

第 531 条 金銭有責判決の場合の仮執行の中断。

裁判所書記官は、被執行者が、次款の規定を害しないで、執行者への引渡しのために、執行に係わる有責宣告された金額に加えて、対応する利息と執行開始費用を裁判所の自由処分に置くとき、金銭の支払いを命じる言渡しの仮執行を（書記官）決定を通して中断する。金額と利息が清算され、費用が計算されると、仮執行の継続または棚上げについて仮執行を担当する裁判所書記官が取り決める。この目的のために下される（書記官）決定は、仮執行を承認した裁判所への再審理の直接不服申立ての対象となる。

第 2 款 仮執行された判決の取消しまたは追認

第 532 条 仮執行された裁定の追認。

仮執行された言渡しを追認する判決が下された場合、仮執行者が明示的に撤回する場合を除いて、仮執行が終了していなければ、それは継続される。

追認判決が不服申立ての対象とならない場合、または、不服申立てされなかった場合、仮執行は、撤回の場合を除いて、終局的なものとして続行される。

第 533 条 金額の支払いを命じる判決の撤回。

① 仮執行される（判決）言渡しが金銭の支払いを命じるものであり、その言渡しが完全に取り消された場合、仮執行は裁判所書記官によって打ち切られる、そして、執行者は、場合に応じて、受領した金額を返還しなければならない、被執行者が支払った仮執行費用を戻し、また、その執行が被執行者に引き起こした損害を賠償しなければならない。

② 判決の取消しが部分的なものである場合、執行者が受け取った金額と部分的追認によって生じた金額との差額のみが、受領の時から毎年当該差額に法定利率の適用により生じる（利息）額が増加して、返還される。

③ 取消し判決が確定でない場合、本条前各項で規定される金額および増額の徴収は、仮執行を審理した裁判所に強制執行(apremio)の方途で求めることができる。損害賠償の清算は、本法第 712 条以降の規定に従って行われる。

返還、払い戻しおよび補償する義務のある者は、第 528 条第 3 項の規定に基づいて、強制執行の具体的行為に異議申立てできる。

第 534 条 非金銭的判決の場合の取消し。

① 取り消された仮執行裁定が特定の財物の引渡しを命じていた場合、その財物は、被執行者にそれが持っていた状態で回復される、更に、賃料、果実または生産物、あるいは、その使用の金銭的価値が追加される。

返還が事実上または法律上不可能な場合、被執行者は損害賠償を申立てできる、こ

れは第 712 条以降に規定される手続きによって清算される。

- ② 作為を命じた裁定が取り消される場合で、この作為が実行されていた場合、作成された物の破壊と生じた損害賠償を申立てできる。
- ③ 前各項に規定される財物の返還、劣悪な作成物の破壊、または、損害賠償の取立てについては、取消し判決が確定でない場合、仮執行管轄裁判所での執行手続きが適当である。
- ④ 前各項に規定される場合、回復、破壊または補償の義務を負う者は、本法第 528 条の規定に従って、執行手続きの中で異議申立てできる。

第 3 節 第二審で下された有責判決の仮執行

第 535 条 第二審で下された判決の仮執行。

- ① 第二審で言い渡された確定判決でない判決の仮執行、および、当該仮執行に対する異議申立ては、本法前節の規定に従う。
- ② 前項の場合、仮執行は、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求される裁定の通知のときから、いつでも、これらの不服申立てに判決言い渡される前に、申立てできる。

申立ては、仮執行が求められる判決の証明書、および、必要とみなされる多くの私人のその証言、控訴判決を下した裁判所から、または、場合に応じて、控訴判決に対して提起された不服申立てを審理する管轄のある裁判所から取得しなければならない証明書および公証謄本を伴って、第一審で訴訟を審理した裁判所に提起される。

- ③ 仮執行および具体的執行措置に対する異議申立ては、第二審において、本法第 528 条から第 531 条までの規定に従う。

第 536 条 仮執行された裁定の第二審における追認。

仮執行された第二審判決がすべての（判決）言渡しにおいて追認された場合には、第 532 条第 2 段の規定に従う。

第 537 条 第二審における仮執行された裁定の取消し。

第二審で言渡され、仮執行された判決が取り消された場合、第 533 条および第 534 条の規定が準用される。